

新旧対照表

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
（請負代金内訳書及び工程表） 第3条 受注者は、この契約締結後15日以内に設計図書に基づいて、<u>請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</u> <u>2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u> <u>3 発注者は第1項の工程表を受け取ったときは、直ちにこれを審査し、不適当と認めたときは、その理由を明示し、期日を指定して再提出を求めることができる。</u> （削る） <u>4 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u> <u>（適正な労務費の確保等）</u> 第3条の2 <u>発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下この条において同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</u>	（工程表及び請負代金内訳書） 第3条 受注者は、この契約締結後15日以内に設計図書に基づいて、<u>_____</u> <u>_____</u>工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 （新設） <u>2 発注者は前項の工程表を受け取ったときは、直ちにこれを審査し、不適当と認めたときは、その理由を明示し、期日を指定して再提出を求めることができる。</u> <u>3 受注者は、発注者が請負代金内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。この場合において、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u> （新設） （新設）

2 発注者は、内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。

(3) 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

ア 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。

イ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ウにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。

ウ 下請負人が、再下請負人との間で、中央建設業審議会が定める建設工事標準下請契約約款第2条の2に規定する事項を含む契約を締結すること。

エ 受注者からの求めに応じて、ア及びイの規定による支払並びにウの規定による契約の締結をしたことに関する書面を提出すること。

4 発注者は、適正な労務費の確保等のため必要があると認めるときは、受注者に対し、相当の期間を定め、理由を付して、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号及び第2号の規定による支払に関する書面

(2) 前項第3号の規定による契約の締結をしたことに関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務）

第7条の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下本条において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人として

(1)～(3) (略)

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務）

第7条の2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下本条において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人として

(1)～(3) (略)